

## 明石市インクルーシブ商店街・自治会等補助事業の募集について

### 1 目的

この補助事業は、インクルーシブ社会の実現を目指す本市を「もっとお出かけしやすいまち」にするため、商店街や自治会等がバリアフリー化工事、その他インクルーシブ社会の実現に向けた取組を進めるために必要な費用を補助するものです。

### 2 対象となる事業

対象事業	バリアフリー化工事 ※対象団体等が所有又は管理している 施設が対象	イベント・研修 ※対象団体等が主催する事業が対象
	(例) 手すりの設置、段差解消の工事等	(例) 地域振興のためのイベント、ユニバーサルマナーを身につけるための研修 等
	以下の①、②の条件を満たすこと ①不特定多数の人に向けてのバリアフリー化、その他インクルーシブ社会の実現に向けた取組を含んだ事業 ②事前にインクルーシブアドバイザー制度（別紙参照）を利用している事業	
対象団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街振興組合又は事業協同組合の組織する商店街、共同店舗又は準ずる団体</li> <li>・市の登録を受けた自治会、町内会又はその連合体</li> <li>・明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画の生活関連施設（商業施設、医療・保健・福祉施設又は路外駐車場に限る。）の所有者又は管理者</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的活動を目的とした事業を行う規約等の定めがある団体</li> <li>※ただし、政治・宗教活動を目的とした団体は対象外</li> </ul>	
補助の対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化工事、その他インクルーシブ社会の実現に向けた取組に係る経費</li> <li>・インクルーシブアドバイザーの意見及び助言により追加された経費</li> </ul>	
補助金の額	上限 50 万円／年度	上限 25 万円／年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※各事業について年度 1 回の交付となります。</li> <li>※1,000 円未満は、切り捨てます。</li> <li>※他の補助金の交付を受けている場合は、対象経費から控除となります。</li> </ul>	

### 3 補助対象期間

補助金交付決定日から事業完了日まで

※事業は、同年度内（3月31日まで）に完了する必要があります。

※補助金交付決定日より前の経費は、補助対象外です。

### 4 事前相談

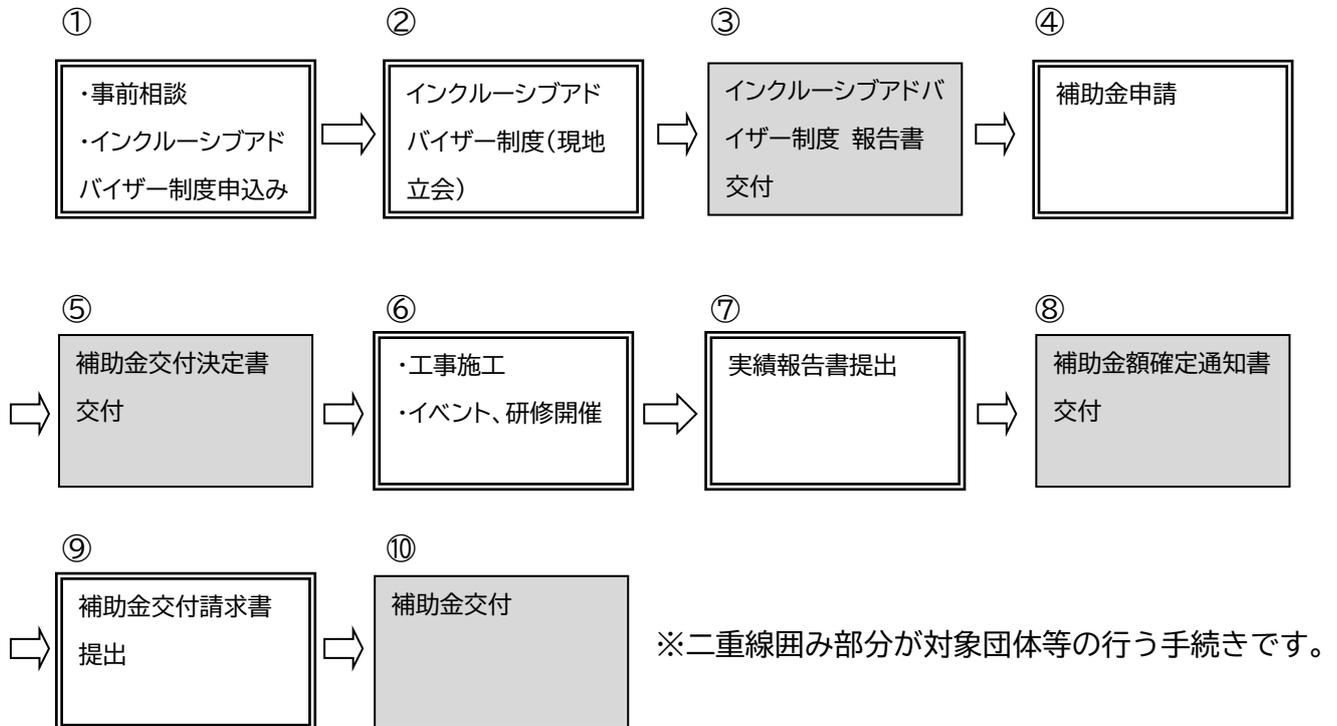
電話、メール、FAXで、明石市インクルーシブ推進課に事前相談の予約をしてください。

電話：078-918-6037（平日8：55～17：40）

メール：inclusive@city.akashi.lg.jp

FAX：078-918-5617

### 5 手続きの流れ



### 6 交付申請について

インクルーシブアドバイザー制度利用後、以下の申請書類を提出してください。

- ・補助金交付申請書
- ・収支予算書
- ・事業計画書
- ・団体の規約（公益活動を目的とした事業を行う団体の場合）
- ・あかしインクルーシブアドバイザー制度報告書

## 7 変更交付申請について

交付決定後、

①補助対象事業を中止するとき

②補助対象事業の内容を大幅に変更するとき（工事内容、金額の増額等）

のいずれかに該当する場合は、速やかに以下の申請書類を提出してください。

- ・ 補助金交付決定内容変更申請書

## 8 完了報告について

事業完了後、30日以内に以下の書類を全て提出してください。

- ・ 事業実績報告書
- ・ 写真（補助の対象がわかるもの）
- ・ 収支決算書
- ・ 補助金交付請求書又は補助金交付請求書兼受領委任払い申込書
- ・ 債権者登録申請書（債権者登録をしていない場合）

## 9 その他

- ・ 虚偽その他不正な手段により、この補助金を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消し、その全部又は一部を返還させることがあります。
- ・ 不明な点につきましては、担当者にご確認ください。

《お問い合わせ先》

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市 市民生活局 市民協働推進室

インクルーシブ推進課

電話：078-918-6037

メール：[inclusive@city.akashi.lg.jp](mailto:inclusive@city.akashi.lg.jp)

FAX：078-918-5617

## 明石市インクルーシブ商店街・自治会等補助事業のQ & A

No.	質問	回答
1	市や県などの他の補助金と併用できますか？	併用はできますが、他の補助金分は対象となる経費から控除するため、報告が必要です。
2	請求書を領収書とみなすことはできますか？	請求書を領収書とみなすことはできません。
3	「インクルーシブ社会の実現に向けた取組に必要な費用」とはどのようなものですか？	手すりの設置、トイレの洋式化工事、多言語対応の看板設置工事、手話通訳者の派遣費用、ユニバーサルマナーを身につけるための講師謝礼などになります。
4	会場代や材料費は補助の対象になりますか？	通常のイベント開催に必要な経費は対象外です。
5	イベントで使用する食糧費は補助の対象になりますか？	対象外です。
6	交付決定前に施行した工事は対象になりますか？	交付決定前に施行した工事は対象外です。
7	同年度で何回も交付されますか？	年度につき1回です。 ただし、バリアフリー化工事とイベント・研修はそれぞれ1回申請可能です。
8	インクルーシブアドバイザー制度を利用せずに申請できますか？	当補助は、当事者参画を目的として実施していますので、インクルーシブアドバイザー制度の利用が必須です。
9	完了報告の添付書類の写真とはどのようなものですか？	【バリアフリー化工事】 ・着手前、完了後の写真 【イベント・研修】 ・イベント・研修中の写真 ・経費に関する部分の写真

「お問い合わせ先」

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市 市民生活局 市民協働推進室  
インクルーシブ推進課

電話：078-918-6037

メール：[inclusive@city.akashi.lg.jp](mailto:inclusive@city.akashi.lg.jp)

FAX：078-918-5617